

障害福祉サービス共通評価基準 概評 〔各シート共通〕

○概 評

①非該当とした項目（放課後等デイサービス、児童発達支援、保育所等訪問支援については「いいえ」とした項目）の説明、②独自に必要なと思われる評価項目等、③項目評価を通じて気づいた点などを記入してください。	
1-(1)-②	4の項目については入浴や排泄介助が必要な利用者がいないため非該当とした。
1-(1)-③	1～4の項目については通所施設であり既に地域生活を営んでいる利用者を対象としているため非該当とした。 個人所有の通信機器の持ち込み、来所中の利用を認めている。
1-(2)-①	4の項目については共同利用方式の電話等の設置はしていないため非該当とした。 個人所有の通信機器の来所中の利用は認めている。
1-(4)-③	4、5の項目については通所施設であり、外出支援や外泊支援は行っていないため非該当とした。
2-(4)	通所施設であり既に地域生活を営んでいる利用者を対象としているため非該当とした。
3-(4)-②	精神障害のある利用者を対象としており施設のバリアフリー化は行っていないため非該当とした。
4-(1)、(2)	食事、入浴のサービスは提供していないため非該当とした。
4-(3)-①	排泄介助を必要とする利用者がいないため非該当とした。
4-(4)、(5)	衣服や理容・美容について口頭で話し合うことはあるがサービスの提供は行っていないため非該当とした。
4-(6)	通所施設であり夜間のサービスは行っていないため非該当とした。 睡眠について気になることがあればスタッフが相談にのり話を聞く機会を設けている。
4-(7)-③	服薬については利用者が自己管理している。服薬管理が必要な利用者がいないため非該当とした。 服薬について利用者から相談があった場合は必要に応じて助言を行っている。
4-(9)、(10)、(11)、(12)	通所施設であり外出、外泊、金銭管理、余暇活動などについてはサービスを行っていないため非該当とした。
5-(1)-②	3通所施設であり居室は設けていないため非該当とした。
9-(1)	①合同会社であり理事などの設置はしていないため非該当とした。 スタッフの役割は異なるが全員対等な立場で意見を交わせるよう努めている。

